

目 次

○第1号（6月7日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 議案第50号 監査委員の選任について	3
日程第 4 議案第42号 副村長の選任について	5
日程第 5 承認第 2号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する 条例の制定について）	6
日程第 6 承認第 3号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一 部を改正する条例の制定について）	8
日程第 7 承認第 4号 専決処分について（令和4年度榛東村一般会計補正 予算（第14号）について）	9
日程第 8 報告第 2号 専決処分について（令和5年度榛東村一般会計補正 予算（第1号）について）	13
日程第 9 承認第 5号 専決処分について（令和5年度榛東村一般会計補正 予算（第2号）について）	15
日程第10 承認第 6号 専決処分について（令和5年度榛東村上水道事業会 計補正予算（第1号）について）	15
日程第11 報告第 3号 令和4年度榛東村繰越明許費繰越計算書について	19
閉 会	20

令和 5 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

6 月 7 日 (水)

令和5年第2回榛東村議会臨時会会議録第1号

令和5年6月7日（水曜日）

議事日程 第1号

令和5年6月7日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第50号 監査委員の選任について
- 日程第 4 議案第42号 副村長の選任について
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分について（令和4年度榛東村一般会計補正予算（第14号）について）
- 日程第 8 報告第 2号 専決処分について（令和5年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について）
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分について（令和5年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について）
- 日程第10 承認第 6号 専決処分について（令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について）
- 日程第11 報告第 3号 令和4年度榛東村繰越明許費繰越計算書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	飯塚久夫君	2番	吉澤浩一君
3番	浅見隆君	4番	齊藤将史君
5番	須田仁美君	6番	三俣実君
7番	波多野佐和子君	8番	小板橋尚君
9番	生方勇二君	10番	善養寺孝君
11番	清水健一君	12番	早坂通君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長	山口誠一君	企画財政課長	飯塚邦守君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	早川弘行君	産業振興課長	岡部貴一君
建設課長	狩野宏記君	上下水道課長	富澤光彦君
会計課長	一倉学君	教育長	青木芳弘君
教育委員会 事務局 会長	足達哲也君		

事務局職員出席者

事務局 長	浅見英一	書記	新井佐智子
-------	------	----	-------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第2回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。

よって、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（生方勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

1番飯塚久夫議員、2番吉澤浩一議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期決定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

第2回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。



◎日程第3 議案第50号 監査委員の選任について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第50号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 監査委員の選任について説明申し上げます。

議案第50号、次の者を榛東村監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

令和4年1月より代表監査委員に就任いただき、大変なご尽力をいただきました小池秀樹氏が一身上の都合により本年6月6日付で辞職されました。これにより、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、識見を有する者のうちから選任する者として新たに石坂郁夫氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

石坂郁夫氏は、榛東村広馬場在住、昭和54年、群馬県庁に奉職され、在職中は農政部農政課構造政策室長、吾妻農業事務所長、農政部農業構造政策課長、農政部副部長と数々の要職を歴任され、令和2年3月に群馬県を定年退職されました。その後、令和2年6月より公益財団法人群馬県蚕糸振興協会常任常務理事を務められております。

これらの多年にわたる豊富な行政経験に加え、人柄も温厚、篤実な方であり、まさに村の監査委員としてこれ以上ない適任者でございます。

つきましては、石坂氏を監査委員として選任することについてご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第50号 監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時35分休憩

午前9時38分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

ここでただいま監査委員として同意されました石坂郁夫さんからご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔新監査委員 石坂郁夫君登壇〕

○新監査委員（石坂郁夫君） お世話になります。

ご紹介いただきました石坂郁夫と申します。もともと微力ではございますけれども、行政の経験も多少はありますので、経験を生かして榛東村の発展につながるように職責を全うしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時39分休憩

午前9時40分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第4 議案第42号 副村長の選任について

○議長（生方勇二君） 日程第4、議案第42号 副村長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

[村長 南 千晴君登壇]

○村長（南 千晴君） 議案第42号 副村長の選任について説明申し上げます。

次の者を榛東村副村長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

現在、空席となっております副村長職に小池秀樹氏を副村長として選任いたしたく、同意を求めます。

小池秀樹氏は、榛東村山子田在住、昭和58年、大学を卒業後、笠懸村役場に奉職されました。平成18年3月、町村合併により誕生したみどり市の職員となり、市の教育部社会教育課長、総務部企画課長、総務課長、危機管理課長などの要職を歴任され、平成30年度には総務部長に昇格し、みどり市政全般を見渡す司令塔として長きにわたり活躍され、令和3年3月をもって定年退職をされました。令和4年1月より本村の代表監査委員に就任され、村の行政全般の監査に当たり、幅広い見識と豊富な行政経験に基づく監査にご尽力いただいていたところでございます。

今後の榛東村の行政を考えたときに、副村長としてこれ以上ない適任者と考えております。

任期につきましては、本年6月7日から令和9年6月6日までの4年間です。議員皆様のご同意が得られましたならば、小池氏にこれから私と一緒に村の発展のためにご尽力いただきたいと思います。

ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第42号 副村長の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩といたします。

午前9時44分休憩

午前9時45分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

ここでただいま副村長として同意されました小池秀樹さんからご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

[新副村長 小池秀樹君登壇]

○新副村長（小池秀樹君） 議会開会中にこのようなご挨拶をする機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

7区に住んでおります小池秀樹と申します。このたび私の副村長の就任に当たりまして、皆様のご同意をいただきましたことを改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、榛東村は、現在、「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」をキャッチフレーズに、令和7年度まで第6期総合計画、これ後期でございますが、進めています。こうした中、南村長は、赤ちゃんから高齢者まで、全ての人に優しいむらづくりを政策目標として掲げております。南村長が公約に掲げた事業を推進していくためには、まずは榛東村役場、行政が財政的、組織的、人的に足腰をしっかりすることが肝要であると考えているところでございます。

私は、実は一昨日まで監査委員として定期監査を実施していたところでございますが、これまで監査委員として指摘してきた事項を本日から改善する、改革する当事者として尽力していきたいと考えているところでございます。南村長が目指すむらづくりの実現に向けて、村長の補佐として職員をまとめ、一丸となって職務に専念していきたいと考えております。皆様のご指導をいただきながら職責を果たしていきたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） ありがとうございます。

◇

◎日程第5 承認第2号 専決処分について（榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（生方勇二君） 日程第5、承認第2号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 承認第2号 専決処分についてご説明申し上げます。

専決処分書については、議案書1ページ、新旧対照表は議案参考資料の2ページからとなります。

説明については、議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料の1ページをお願いします。

今回の主な改正は、令和5年3月31日に公布された地方税法等の一部改正に伴い、榛東村税条例の規定内容について、地方税法等の改正に合わせた所要の改正を直ちに行う必要が生じ、また、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

続きまして、主な改正点についてご説明申し上げます。

なお、説明するに当たり、表記の部分を前後して説明することがございますが、ご了承ください。

第46条は、個人住民税に係る特別徴収の納入書に地方税統一QRコードの導入に伴い新設される様式を追加するものです。

なお、第48条、第50条、第98条についても、地方税統一QRコードの導入に伴い新設される様式の追加による改正であることを申し添えます。

附則第8条は、個人村民税の肉用牛の売却による事業所得に係る改正で、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するものです。

附則第16条は、軽自動車税種別割の税率の特例に係る改正で、営業用乗用車に係る軽自動車税種別割のグリーン化特例について、特例の期限を延長するものです。

なお、今回の条例改正の施行日は、令和5年4月1日となります。関係法令及び予算措置については、議案参考資料のとおりです。

以上で、承認第2号 専決処分についての説明といたします。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで1つ訂正をお願いいたします。

議事日程の日程5の承認第3号とございますが、第2号の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

それでは、ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第2号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、承認第2号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第2号 専決処分について承認を求める件について、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◎日程第6 承認第3号 専決処分について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（生方勇二君） 日程第6、承認第3号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） それでは、承認第3号 専決処分につきまして、榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明申し上げます。

議案書のほうは7ページ、それから、議案参考資料につきましては16ページをご覧ください。

今回の改正ですが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、本条例、国民健康保険税条例ですが、これにつきましても、この政令に準じて改正する必要が生じたものでございます。このため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行わせていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容について説明させていただきます。

議案参考資料の16ページ、ご覧ください。

国民健康保険税の税額計算におきまして、後期高齢者支援金等課税額、これに係ります課税限度額を2万円引き上げ、20万円から22万円とするものでございます。

また、国民健康保険税の軽減措置、これにおきまして、5割軽減及び2割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を28万5,000円から29万円へ、52万円から53万5,000円へそれぞれ引き上げるものでございます。あわせて、対応する法令等の規定に合わせ、字句等を改めるものでございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、8ページ、お願いいたします。

附則でございますが、第1項といたしまして、施行期日は令和5年4月1日、第2項といたしまして、適用区分ですが、改正後の榛東村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものとするというものでございます。

榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第3号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、承認第3号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第3号 専決処分について承認を求める件について、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 承認第4号 専決処分について（令和4年度榛東村一般会計補正予算

(第14号) について)

○議長（生方勇二君） 日程第7、承認第4号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

[企画財政課長 飯塚邦守君発言]

○企画財政課長（飯塚邦守君） 承認第4号 専決処分についてご説明申し上げます。

議案書9ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行わせていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1、処分件名につきましては、令和4年度榛東村一般会計補正予算（第14号）、処分年月日は、令和5年3月28日でございます。

次の10ページをお願いいたします。

中段でございますが、令和4年度榛東村一般会計補正予算（第14号）は、第1条において、歳入歳出それぞれ33万円を追加し、総額を70億5,114万7,000円とするものでございます。

また、第2条においては、債務負担行為の追加を行うものでございます。

議案参考資料23ページをお開きください。議案参考資料23ページでございます。

趣旨・目的でございます。

榛東村一般会計歳入歳出予算に補正の必要が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間の余裕がないため、地方自治法の規定により処分を行わせていただいたものでございます。

議案参考資料の26ページをお開きください。

歳入でございます。

20款1項1目基金繰入金、補正額33万円、説明欄、財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、27ページをご覧ください。

歳出でございます。

2款2項3目固定資産評価審査委員会費、補正額33万円、説明欄、弁護士委託料でございます。

今回の補正は、令和5年3月20日に前橋地方裁判所から村を訴える訴状の写しが届きました。直ちにこれに対応するための弁護士委託料の着手金相当の計上及び裁判終了までの弁護士費用、債務負担行為を追加するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、お認めくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

12番早坂通議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） それでは、ちょっと質問をします。今、訴訟をされたということで、訴えられたということで説明があったんですけども、その内容についてちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 訴訟の内容でございますが、榛東村固定資産評価審査委員会が令和4年8月25日付で原告に対して、別紙目録がございますが、この中の不動産、これにつきまして、令和4年度の固定資産税都市課税台帳に登録している価格についての審査、こちらの審査について棄却する決定を下しております。この棄却の取消しについて訴訟が起こされたものでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかに質疑ございませんか。

12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 12番。

この訴訟について、私は当事者から話を聞きました。それで、ちょっと疑問な点があるんですが、その点を再度説明を願いたいんですが、令和3年、その方が農地で購入をして、翌年、令和4年、固定資産税が宅地として通知が来た。そして、次の、今年、令和5年は農地として請求が来たということなんです。だから、このへんぺんですね、農地、宅地、農地となったということは何か理由があったと思うんですよね。その理由を説明願います。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩します。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 税務課長の岩田です。

ただいまご質問の件につきましては、訴訟が関係しておりますので、こちらでのご回答のほうについては控えさせていただきます。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 今のような答弁だと、我々議員として審議しようがなくなっちゃうわけですね。議長はどう思いますか。

○議長（生方勇二君） 議長の判断を求めるものではないと思います。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） それならそれでいいです。

○議長（生方勇二君） ただいま税務課長が答弁したとおりです。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） じゃ、3問目。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） もちろん今、言ったことは、根拠なく言っているわけじゃなくて、当事者から固定資産税納税通知書というのもコピーを頂いております。その中には、確かに令和4年は宅地として1万7,734円が税として記載されています。そして、令和5年、これについては209円、当然畑という記載がされていますね。もちろんさっき言いました令和4年のところは、宅地として記載がされているわけです。

だから、ここのところが何か訴訟中なんで答えられませんかと言うんじゃ、我々議員としても審議しようがないし、採決に応じることもできないですね。そこはあくまでも議長の判断で、議長には要求はしませんけれども、こういうところも議長の裁量の必要なところじゃないんでしょうかね。

○議長（生方勇二君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、承認第4号については委員会付託を省略いたします。

ああ、失礼しました。

お諮りいたします。

承認第4号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、承認第4号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 12番。

今、申しましたように、この議案を審議する際に一番重要な点が説明をされないということは、判

断しようがないわけです。もう一つ付け加えておきますけれども、議会というところがこんなことでいいんだろうかという私、今、疑問を持ちました。

以上、そういう理由をもって私はこの議案には反対をいたします。

○議長（生方勇二君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

5番須田仁美議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 賛成の立場で討論させていただきます。

執行の方からの説明によりますと、村を訴訟、訴えられたものに対応するための弁護士費用ということで、内容については、訴訟に関係するので差し控えということで承知いたしました。訴えられたということは、そちらに対応するためには、弁護士費用は必要なものであるという観点から賛成するところでございます。その内容は、委託した弁護士の方に依頼して裁判の中で審議するところでありますので、裁判内容について議員の論じるところではないかなと思います。

○議長（生方勇二君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

〔「意見よろしいですか」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 意見。

〔「はい」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 意見じゃ……

〔「賛成か反対しかないんですよ」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論ですから、反対か賛成かどちらかの討論です。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第4号 専決処分について承認を求める件について、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◎日程第8 報告第2号 専決処分について（令和5年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について）

○議長（生方勇二君） 日程第8、報告第2号 専決処分について（令和5年度榛東村一般会計補正

予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 報告第2号 専決処分についてご説明申し上げます。

議案書14ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による長の専決処分事項の指定について（令和3年3月11日議決）により、次のとおり専決処分を行わせていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1、処分件名につきましては、令和5年度榛東村一般会計補正予算（第1号）、処分年月日、令和5年4月4日でございます。

次の15ページをお願いいたします。

中段でございます。令和5年度榛東村一般会計補正予算（第1号）は、第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,213万9,000円を追加し、総額をそれぞれ86億9,913万9,000円とするものでございます。

議案参考資料によりご説明申し上げます。

議案参考資料32ページをお開きください。

歳入予算につきましては、16款1項2目衛生費国庫負担金、補正額501万2,000円、1節保健衛生費負担金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金501万円、同じく予防接種健康被害給付費負担金2,000円。16款2項3目衛生費国庫補助金、補正額712万7,000円、1節保健衛生費補助金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金。

続きまして、33ページをお願いいたします。

33ページにつきましては、歳出でございます。

4款1項2目予防費、補正額1,213万9,000円。内訳といたしまして、12節委託料613万7,000円、18節負担金、補助及び交付金600万円等となっております。

今回の補正は、国において令和5年の春に開始いたしました主に65歳以上の高齢者等に対するコロナワクチン接種スケジュールの確定と財源の確保により、5月のワクチン接種に間に合わせるため所要の予算措置を行ったものでございます。

令和5年度榛東村一般会計補正予算（第1号）の専決処分に係る報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

◎日程第 9 承認第 5 号 専決処分について（令和 5 年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号）について）

◎日程第 10 承認第 6 号 専決処分について（令和 5 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 1 号）について）

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

日程第 9、承認第 5 号 専決処分について承認を求める件及び日程第 10、承認第 6 号は関連がありますので、会議規則第 34 条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、日程第 9 及び日程第 10 を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 承認第 5 号 令和 5 年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号）及び承認第 6 号 令和 5 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 1 号）について、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

議案書は 18 ページでございます。

初めに、承認第 5 号 一般会計の専決処分についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行わせていただきましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

処分件名、令和 5 年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号）、処分年月日、令和 5 年 4 月 25 日でございます。

次の 19 ページをお開きください。

中段でございますが、令和 5 年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号）は、第 1 条において、歳入歳出それぞれ 9,878 万 9,000 円を追加し、総額を 87 億 9,792 万 8,000 円とするものでございます。

議案参考資料をお開きください。

議案参考資料は 34 ページでございます。

趣旨・目的でございます。

榛東村一般会計歳入歳出予算に補正の必要が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法の規定により専決処分を行わせていただいたものでございます。

続きまして、議案参考資料37ページをご覧ください。

歳入でございます。

16款2項1目総務費国庫補助金、補正額7,012万4,000円。こちらは国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、こちらの増額強化によりまして、低所得世帯の支援枠及びそれぞれの自治体に適した事業を支援するもので、後に説明申し上げます低所得世帯への給付金及び上水道基本料金の減免に充てるものでございます。その下、16款2項2目民生費国庫補助金、補正額604万5,000円。こちらは低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金といたしまして、国の令和5年3月予備費分として予算化されたものでございまして、後に説明申し上げます子育て世帯生活支援特別給付金事業に充てるものでございます。次に、歳出でございます。

議案参考資料38ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額3,874万7,000円のうち18節負担金、補助及び交付金3,600万円は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、住民税非課税世帯等に対してそれぞれ3万円を給付するものでございます。

次の39ページをお開きください。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額604万5,000円のうち19節扶助費560万円は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金を活用し、児童1人当たりそれぞれ5万円を給付するものでございます。

同じページの下段でございます。4款3項1目上水道施設費、補正額5,399万7,000円は、国の同事業を活用し、物価高騰の影響を受ける村民皆さんの生活を支援するため、家庭及び事業所の上水道使用料の基本料金分を8か月分減免しようとするものでございます。そのための上水道事業会計への支出でございます。

続きまして、上水道事業会計でございます。

議案書の22ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行わせていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

処分件名は、令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）、処分年月日、令和5年4月25日でございます。

議案参考資料でご説明を申し上げます。

議案参考資料の41ページをお開きください。

趣旨・目的でございますが、同様に、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法の規定により処分を行ったものでございます。

次の主要事項の欄でございますが、水道事業収益の収入予定額に88万円を追加し、総額を3億

2,546万4,000円とし、水道事業費用の支出予定額に88万円を追加し、総額を3億825万4,000円とするものでございます。

上水道事業会計の補正につきましては、先ほど一般会計のところで申しあげました各家庭及び事業所の上水道料金の基本料金部分の減免に充てるものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第2号）及び榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）の説明は以上でございます。ご審議のほど、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 議案参考資料の38ページの18節になります。その住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業とありますけれども、その支給対象者の世帯、そのあたりを伺いたいと思います。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 説明が漏れてしましましてすみません。予算は3,600万円用意、補正をさせていただきます。3万円×1,200世帯を想定しております。昨年の実績が800から900世帯でございまして、そのほか生活保護世帯とか、そういった転入してきた方、そういった方がいるかもしれないということで、その辺を加味して予算計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） では、その支給について、いつ頃になるかお分かりになれば伺いたいと思います。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） こちらにつきましては、5月1日付で契約を行いまして、支給につきましては、7月中をめどに今、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） そうしますと、申請方法はどのようになっているか伺います。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

[企画財政課長 飯塚邦守君発言]

○企画財政課長（飯塚邦守君） こちらは昨年度も同様の事業を行いまして、その方々に対して支給をさせていただくものでございますので、プッシュ型といたしますか、昨年の対象者にプッシュ型で支給を行います。そのほか、該当になる方がもしいらっしゃる場合は、ホームページ等で周知をして申請をいただくというものでございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第5号及び6号は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、承認第5号については委員会付託を省略いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時30分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

日程第9、承認第5号 専決処分について承認を求める件についての討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第5号 専決処分について承認を求める件について、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10、承認第6号 専決処分について承認を求める件の討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第6号 専決処分について承認を求める件について、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第11 報告第3号 令和4年度榛東村繰越明許費繰越計算書について

○議長（生方勇二君） 日程第11、報告第3号 令和4年度榛東村繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

[企画財政課長 飯塚邦守君発言]

○企画財政課長（飯塚邦守君） 報告第3号 令和4年度榛東村繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書24ページをお開きください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

25ページをご覧ください。

左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に朗読させていただきます。

2款1項感染症対策臨時特別出産祝金給付事業100万円、翌年度繰越額100万円。

6款1項ふる里加工施設等管理費125万4,000円、翌年度繰越額、同額でございます。相馬原用水費1,914万円、翌年度繰越額、同額。

8款2項特定防衛施設周辺整備調整交付金事業259万9,000円、翌年度繰越額、同額。

10款1項複合施設整備事業、金額3,133万円、翌年度繰越額2,728万円。

合計といたしまして5,532万3,000円、翌年度繰越額5,127万3,000円。

左、財源内訳といたしまして、既収入特定財源2,600万円、未収入特定財源、県支出金1,680万8,000円、一般財源846万5,000円でございます。

以上、報告といたします。よろしくお願いたします。

○議長（生方勇二君） 内容の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。



◎閉 会

○議長（生方勇二君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和5年第2回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 生 方 勇 二

榛東村議会議員 飯 塚 久 夫

榛東村議会議員 吉 澤 浩 一